

●香川県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定によりさぬき都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成22年8月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 都市計画の変更に係る土地の区域

- 1・3・1 津田志度線
- 1・3・2 志度三木線
- 3・4・10 長尾寒川大川線
- 3・5・1 津田石田東線
- 3・6・2 国道線
- 3・5・5 堂林宗林堂線
- 3・4・12 造田駅前線
- 3・5・6 西志度線
- 3・5・7 津村八丁地線
- 3・6・8 志度造田山崎線
- 3・5・9 志度臨海線
- 3・4・11 新井上津田線
- 3・5・3 中央線
- 3・5・4 駅前線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部都市計画課